

岩手県農業改良資金等特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

岩手県農業改良資金等特別会計条例を廃止する条例

岩手県農業改良資金等特別会計条例（平成23年岩手県条例第29号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 岩手県農業改良資金等特別会計の平成27年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。